

○日本育英会奨学金返還免除規程施行細則

平成11年9月30日

達第990号

改正 平成13年3月30日達第1015号

平成14年9月30日達第1051号

平成20年9月29日細則第8号

平成21年12月2日細則第18号

平成24年11月28日細則第9号

(教育又は研究の職)

第1条 日本育英会奨学金返還免除規程(昭和59年8月29日達第763号。以下「返還免除規程」という。)第3条第5項に掲げる教育又は研究の職には、次の各号に掲げる職を含むものとする。

(1) 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)第4条第1項各号に定める職

(2) 次のいずれにも該当する大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)における教育又は研究活動に係る職

ア 大学等において教育又は研究活動に従事する者としての契約又は発令がなされていること。

イ 教育又は研究活動を目的とした事業に関する規定が、当該大学及び当該大学の大学院、学部、附属教育研究施設又は当該高等専門学校及び当該高等専門学校の附属教育研究施設の規則において整備されていること。

ウ 支給を受ける給与等の額が、原則として、当該年度における一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項第6号教育職俸給表(別表第6)イ教育職俸給表(一)1級13号俸の額の7割程度以上に相当する額であること。

エ 1週当たりの教育又は研究活動に従事する時間数が29時間以上であること。

(3) 文部科学大臣の指定する試験所、研究所又は文教施設(以下「指定研究所」という。)における次のいずれにも該当する教育又は研究活動に係る職

ア 当該指定研究所において教育又は研究活動に従事する者としての契約又は発令がなされていること。

イ 教育又は研究活動を目的とした事業に関する規定が、当該指定研究所の規則等において整備されていること。

ウ 支給を受ける給与等の額が、原則として、当該年度の給与法第6条第1項第7号研究職俸給表(別表第7)2級13号俸の額と同程度以上に相当する額であること。

エ 1週当たりの教育又は研究活動に従事する時間数が29時間以上であること。

(証明書類)

第2条 前条に規定する職にある者が、特別免除を希望する場合は、返還免除規程第

14条に定める免除職就職届に次に掲げる証明書類を添付し提出するものとする。

ア 日本育英会所定の免除職就業証明書

イ 本人の採用先と就業先が同じ時、本人と当該の大学等又は指定研究所と締結した就業に関する契約書（写）又は契約書に代わるもの（写）

ウ 本人の採用先と就業先が異なる時は、本人と採用先が締結した雇用に関する契約書（写）又は採用通知等（写）及び採用先と当該の大学等又は指定研究所とが締結した就業に関する契約書（写）又は契約書に代わるもの（写）

エ その他前条に規定する教育又は研究活動の目的、内容及び従事状況を明らかにする書類等

附 則

1 この施行細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この施行細則の施行の日以降に第1条に掲げる職に就いた者に係る返還免除規程第3条第5項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、この施行細則の定めるところによる。

附 則（平成13年3月30日達第1015号）

この施行細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日達第1051号）

（施行期日）

この施行細則は、平成14年9月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第8号）

（施行期日）

この施行細則は、平成20年9月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第18号）

この施行細則は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年細則第9号）

この細則は、平成24年11月28日から施行する。